議案第8号

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険条例(昭和 42 年加西市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。 第1章の章名中「国民健康保険」の右に「の事務」を加える。

第1条(見出しを含む。)中「国民健康保険」の右に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 加西市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条(見出しを含む。)中「国民健康保険運営協議会」を「加西市の国民健康保険事業の 運営に関する協議会」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(審議資料)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の施行に伴い、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の一部が改正され、平成30年度からの国保都道府県化に対応するため、国民健康保険運営協議会の名称を変更するもの。